家屋新築・増築・滅失（取り壊し）の届出を忘れずに

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋の状況に基づいて課税されます。

平成29年1月1日から12月31日までに新築・増築・滅失（取り壊し）した家屋を所有している場合には、「家屋新築・増築・滅失届」を財政課税務係まで提出する必要があります。

この届出を提出することで職員が現地確認を行い、次年度から対象家屋について、課税・非課税の決定がされます。

また、新築住宅については、固定資産税の軽減の届出も必要となりますので、併せて手続きしてください。

なお、登記している家屋については、法務局にて登記手続きをしなければなりません。

※届出書については財政課税務係、鬼鹿支所及び達布支所に備え付けています。詳しくは左記までご相談ください。

◎問い合わせ先
財政課税務係
（内線216・217・233）

第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日です

戦没者等のご遺族に対し、弔慰の意を表すために、国が特別弔慰金を支給します。

請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◆支給対象者
基準日（平成27年4月1日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で
1…平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2…戦没者等の子
3…戦没者等の
①父母　②孫
③祖父母　④兄弟姉妹
4…右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容
額面25万円
5年償還の記名国債

◆請求期間
平成27年4月1日から
平成30年4月2日まで

◆請求に必要な書類
過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか等の状況により、必要な書類が異なりますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

◎請求・問い合わせ先
保健福祉課福祉係
（内線287）

保険料の還付金詐欺にご注意ください

市町村職員を装った、還付金詐欺や不審電話が全国で多発しています。

当町内でも、町職員を名乗る男から「保険料の払い戻しがあるので、携帯電話の番号を教えて欲しい」という不審電話の情報がありました。

町では保険料の還付の為に
・携帯電話の番号や通帳の暗証番号を聞き出すことはありません。
・銀行等のATM（現金自動預払機）の操作をさせることはありません。
・預金通帳やキャッシュカードを預かることはありません。

不審だなと思う電話があったら一度電話を切り、家族に相談するか、警察や左記の担当までお問い合わせください。

その際、相手が教えてくれた電話番号は、別のところに繋がる可能性があるので、絶対にかけないでください。

◎問い合わせ先
保健福祉課福祉係
（内線272・273・287）

「高齢者除雪サービス」を実施します

小平町社会福祉協議会では、高齢者地域ケア事業の一環として、次の方々を対象に「高齢者除雪サービス」を実施します。利用される方は、申込書を提出してください。

※申込書は町社会福祉協議会及び各支所にあります。

■対　象
同じ町内会に親類等の除雪をする人がいない虚弱高齢者（概ね70歳以上）世帯や身障者世帯等

■除雪種類
緊急避難用としての窓やベランダの除雪

■実施期間
平成29年12月15日から平成30年3月15日まで（随時）

※実施時間は9時から16時まで（作業の関係上時間変更有り）

■料　金　無料

■申込期限
平成29年11月24日（金）

◎申込先
町社会福祉協議会
（健康福祉センター内）
または各支所

※詳細は町社会福祉協議会までお問い合わせください。
☎59－1643

3直市を開催します

次のとおり「3直市」を開催します。たくさんの方々のご来場をお待ちしています。

■日　時
平成29年11月5日（日）
午前11時～午後1時まで

■場　所
文化交流センターロビー

■販売品目
ひる貝むき身ロケット、みそ、こうじ、シソジュース、べこもち、パン各種、ぎゅうぎゅうボール、牛メンチカツ、ナマコ酢、イクラ、珍味各種、加工魚各種

◎問い合わせ先
経済課商工水産係
（内線224）